

BAサイト機械設備の運転管理業務及び保守管理業務に関する
労働者派遣契約

仕様書

令和7年10月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
管理部 工務課

1. 件名

BAサイト機械設備の運転管理業務及び保守管理業務に関する労働者派遣契約

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）六ヶ所フュージョンエネルギー研究所BAサイトにおけるユーティリティー施設他機械室設備等の運転維持管理業務、保守管理業務及び機械室設備等の修理に係る機械設備工事の設計・工事業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

BAサイトユーティリティー施設他機械室設備等（以下「機械室設備等」という。）機械設備機器の運転維持管理、保守管理及び機械室設備等機械設備機器の修理に係る機械設備工事の設計・工事に係る業務を以下に示す。

(1) ユーティリティー施設他機械室設備運転保守業務の管理

- ア. ユーティリティー施設他機械室設備に係る運転保守業務（以下「運転保守業務」という。）に関する書類作成、確認
- イ. 運転保守業務の立会、確認
- ウ. その他これらの業務に付随する業務

(2) 機械室設備等機械設備機器の運転維持管理、保守管理

- ア. 総括責任者届等届出書類の受領、確認
- イ. 保安教育訓練計画の受領及びこれに基づく実施記録の確認
- ウ. 巡視点検、保守点検において発見された故障等の把握及び記録の確認並びに修理内容の検討、軽微な場合は小修理の実施
- エ. 把握した故障等の修理業務の設計及び購入に係る資料作成
- オ. 設計した修理業務の立会、確認
- カ. その他これらの業務に付随する業務

(3) 機械室設備等機械設備機器の製造メーカー等による定期点検業務の管理

- ア. ユーティリティー施設給水設備（主な設備：工水槽：220m³、工水給水ポンプ：400ℓ/min、上水槽：30m³、上水給水ポンプ：400ℓ/min）、排水管理設備（主な設備：排水槽：135m³（非常用）、45m³（常用）、排水ポンプ：400ℓ/min）、各建家給排水設備に係る定期点検の内容検討、設計及び購入に係る資料作成
- イ. 各建家空冷チリングユニット設備他空調換気設備に係る定期点検内容の検討、設計及び購入に係る資料作成
- ウ. 管理研究棟、原型炉 R&D 棟及び IFMIF/EVEDA 開発試験棟に設置されている、吸収式冷温水発生器設備並びに小型ボイラ設備に係る定期点検の内容検討、設計及び購入に係る資料作成
- エ. 原型炉 R&D 棟及び IFMIF/EVEDA 開発試験棟に設置されている、空気圧縮設備に係る定期点検の内容検討、設計及び購入に係る資料作成
- オ. 各建家自動制御設備に係る定期点検の内容検討、設計及び購入に係る資料作成
- カ. 管理研究棟、原型炉 R&D 棟及び IFMIF/EVEDA 開発試験棟に設置されている、危険物施設（地下タンク）に係る法定点検の内容検討、設計及び購入に係る資料作成
- キ. 設計した定期点検の立会、確認
- ク. その他これらの業務に付随する業務

(4) 給排水及び空調運転停止依頼の受付審査

- ア. 実験機器の設置、変更に伴う給排水及び空調運転停止依頼書の受付、内容確認
- イ. 給排水及び空調運転停止に伴う作業手順の確認
- ウ. 給排水に係る分岐弁、元弁等の開閉操作の立会、確認
- エ. 空調運転停止に係る監視装置操作の立会、確認
- オ. その他これらの業務に付随する業務

(5) 安全衛生管理規則等に基づく安全管理業務

- ア. 工事、作業の実施に伴う「六ヶ所フュージョンエネルギー研究所安全衛生管理規則」に基づく、関係部署との協議、記録の作成
- イ. 工事、作業の実施に伴う工事、作業現場の安全管理指導及び安全巡視の実施並びに報告

書の作成

- ウ. 工事、作業の契約上重大な事案等が発見された場合の臨機の処置
 - エ. 工事、作業の実施に伴う災害発生時及びその恐れがある場合など緊急時における通報連絡、情報収集、原因究明、応急処置、改善策の検討等の対応
 - オ. 工事、作業の現場が管理区域の場合は、作業員の入域に関する事務手続き及び入域に係る教育・訓練の実施並びに記録の作成
 - カ. その他これらの業務に付随する業務
- (6) 付随的業務
- ア. 工事関係図書類等のコピー、ファイリング、データ入力
 - イ. Eメール対応、電話取次、来客対応を含む、その他工務課の課内業務

4. 必要な要件

- (1) 業務に必要な資格等
- ア. 乙種第4類危険物取扱者
 - イ. 低圧電気取扱業務特別教育
 - ウ. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (2) 要件
- ア. QST、国立研究開発法人、原子力事業者※、省庁、独立行政法人、公団等、都道府県、市町村が発注した役務作業のうち、ユーティリティー施設に係る以下の業務について経験を有し、実務経験3年以上の者
 - (ア) ユーティリティー施設の給排水設備及び給排気設備等の機械設備の運転保守
 - (イ) 機械室等の機械設備の運転保守
 - (ウ) 機械設備の補修工事及び機械設備の保守点検作業に係る設計・積算
 - ※原子力事業者：電気事業法第2条に規定された一般電気事業者及び卸電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者及び原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者。
 - イ. 工事設計、積算等の業務に必要な以下のアプリケーションソフトウェアの操作が可能であること。
 - (ア) Word、Excel等の書類作成ソフト
 - (イ) Outlook等のメールソフト
 - (ウ) 図面作製ソフト(工務課ではAuto-CADを使用)
- (3) 派遣期間開始日において「放射線業務従事者」の要件を有し、医師の診断結果が「従事可」であること。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職無し

6. 就業場所

QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 管理部 工務課
住所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館2番地166
TEL：0175-71-6561
ただし、必要に応じ派遣労働者の自宅等

7. 組織単位

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 管理部 工務課

8. 指揮命令者

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 管理部 工務課長

9. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他QSTが指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QSTの業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間：9時00分から17時30分まで（休憩時間60分を含む。）

(2) 休憩時間：12時00分から13時00分まで

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 管理部 庶務課長

13. 人員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、代替要員を配置するなどQSTの指揮命令者と協議の上、必要な措置を講ずること）

14. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者もしくは60歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60歳以上の者いずれにも限定しない」

15. 服務等

(1) 一般健康診断については、派遣元が負担すること。

(2) 特殊健康診断（定期）については、QSTが負担する。

ただし、実施時期は6月及び12月を予定しており、本仕様書の履行において支障がある場合は、要求元と調整の上、履行開始前に派遣元で受診の上履行すること。

(3) 派遣労働者は、食堂、更衣室、駐車場を利用できる。

(4) 在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

（提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出）

(1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報には黒塗りとする。

(6) その他契約上必要となる書類

※上記(4)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST検査職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって

検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに代替要員を派遣すること。
- (5) 本業務は管理区域内作業があるため、別紙「管理区域内作業等について」に定める事項を遵守すること。
- (6) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (7) 派遣労働者は、QST が伝染病の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (8) 自家用自動車又は送迎による通勤が可能なこと。
- (9) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ア. 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - イ. ア. に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合はこれを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST 担当者と協議の上、その決定に従うものとする。

以上

管理区域内作業等について

（総則）

- 第1条 受注者は、管理区域における作業及び工事（以下「作業等」という。）の実施にあたり、QSTの定める放射線安全関係諸規定（以下「放射線規定」という。）を遵守しなければならない。
2. 受注者は、前項によるほか、QST 監督職員が安全確保のために行う指示に従わなければならない。
3. 受注者は、放射線規定又は前項の指示に関し不明若しくは疑義がある場合は、すべて QST 監督職員に問合せ、確認しなければならない。

（放射線業務従事者名簿）

- 第2条 受注者は、契約締結後速やかに QST の定める様式に従って作業等に従事する者（以下（放射線業務従事者等）という。）の名簿を作成し、QST 監督職員に届け出なければならない。ただし、QST 監督職員がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
2. 受注者は、前項により届け出た名簿に変更があった場合若しくは QST 監督職員が放射線業務従事者等として不適当と認め変更を要請した場合は、速やかに変更名簿を QST 監督職員に届け出なければならない。ただし、QST 監督職員がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
3. 受注者は、放射線管理区域内で作業を実施する場合は、作業開始前までに指定登録を、作業終了後に指定解除登録を QST 監督職員に依頼しなければならない。
4. 前各項に定めるところによるほか、QST 監督職員の指示に従わなければならない。

（被ばく管理）

- 第3条 受注者は、放射線業務従事者等の個人被ばく管理を行い、放射線業務従事者等が線量当量限度を超えて作業等を行うことがないようにたえず留意しなければならない。
2. 受注者は、前項の被ばく管理により、作業等に不適当と認められる者がある場合は、交替等適切な措置を講じなければならない。
3. QST 監督職員は、受注者が前項の措置を講じなかった場合は、受注者に対し必要な措置を講ずるよう指示することができる。
4. QST 監督職員は、受注者に個人線量計を貸与した場合は、当該作業等による放射線業務従事者等の線量当量を受注者に通知しなければならない。

（健康管理）

- 第4条 受注者は、放射線業務従事者等の放射線障害を防止するため健康管理に留意するものとし、必要ある場合は、血液検査等の検査を自己の責任と負担で行わなければならない。
2. 受注者は、健康管理に関して、QST 監督職員に助言を求めることができる。

- 第5条 受注者は、放射線業務従事者等について登録管理機関への線量当量の登録管理に必要な登録等の手続きを、自己の責任と負担で行わなければならない。

（教育訓練）

- 第6条 受注者は、放射線業務従事者等に対し、積極的に安全教育及び訓練を行わなければならない。

（原子力損害）

- 第7条 QST は、「原子力損害の賠償に関する法律」に定める原子力損害が生じた場合であって、その損害が受注者又は受注者の放射線業務従事者等の故意により生じたものであるときは、受注者に対して求償することができる。